

に掲げるものについて補助することができる。

一 第二十二條第一号の二の費用（知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同條第一号の四の費用（知的障害者地域生活援助及び第十五條の三十二第二項の行政措置に係る費用並びに次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一以内

二 第二十二條第一号の二の費用（第十五條の五又は第十五條の七の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）に要する費用に限る。）及び第二十二條第一号の四の費用（居住地不明知的障害者についての知的障害者地域生活援助に係る費用を除く。）については、その十分の五以内

第二十六條第一項第三号中「第二十三條第四号」を「第二十三條第三号」に、「（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）」を「のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用」に改め、同号を同條第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号の二中「（知的障害者デイサービス

ンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。」を「のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「行政措置」の下に「（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二十二條第一号の三の費用（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）

第二十六條第二項中「第二十二條第一号の二」を「第二十二條」に、「又は第二十三條第二号の二の規定により都道府県が支弁した費用について」を「のうち、同條第一号の二の費用（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）及び同條第一号の四の費用（第十五條の三十二第一項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同條第二項の行政措置に要する費用を除く。）については」に改める。

第二十七條中「第十六條第一項第二号」を「第十五條の三十二又は第十六條第一項第二号」に改め、「都道府県又は」を削り、「当該行政措置により知的障害者援護施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中の知的障害者」を「当該知的障害者」に改め、「（民法（明治二十九年法律第八十九号）

に定める扶養義務者をいう。」を削り、「入所中に」を「当該行政措置に」に改める。

第二十七条の二中「第二条第二項第一号」を「第二条第二項第四号」に改める。

第二十九条を削り、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の三の次に次の三条を加える。

(不正利得の徴収)

第二十七条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第二十八条において「居宅生活支援費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(租税その他公課の非課税)

第二十七条の五 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができる。
ない。

(受給権等の保護)

第二十八条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第三十条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

本則に次の一条を加える。

(条例による過料)

第三十二条 市町村は、条例で、第十五条の八第二項後段若しくは第十五条の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五条の十三第二項後段若しくは第十五条の十四第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(更生援護の特例)

3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通知に係る児童は、第九条から第十一条まで、第十三条、第十五条の四、第十五条の十一から第十五条の十五まで、第十六条(第一項第二号に限る。)及び第二十条から第二十七条までの規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

附則第四項から第十項までを削る。

(児童福祉法の一部改正)

第八条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「児童短期入所事業」の下に「障害児相談支援事業」を加え、同条第四項の次に次の一項を加える。

この法律で、障害児相談支援事業とは、地域の身体に障害のある児童又は知的障害のある児童の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営むこれらの児童及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一

項第二号の規定による指導を行い、併せてこれらの者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第八条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条第五項中「社会福祉事業法第六条第三項及び第十一条第一項」を「社会福祉法第七条第三項及び第十二条第一項」に改める。

第十二条第二項中「常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし」を「その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し」に、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第十三条第三項中「ときは」の下に、「緊急の必要があると認める場合を除き」を加える。

第二十一条の九第七項中「第九項」を「第八項」に改める。

第二十一条の十一中「第六条の二第六項」を「第六条の二第七項」に改める。

第二十五条中「又は児童相談所」を「若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若しくは児童相談所」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第二十六条第一項第二号中「児童家庭支援センター」の下に「若しくは都道府県以外の障害児相談支援

事業を行う者」を加える。

第二十七条第一項第二号中「都道府県が」を「都道府県の」に、「の職員」を「若しくは当該都道府県が行う障害児相談支援事業に係る職員」に改め、「の設置する児童家庭支援センター」の下に「若しくは当該都道府県以外の障害児相談支援事業を行う者」を加える。

第三十四条の三第一項の次に次の一項を加える。

国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の三の次に次の一条を加える。

第三十四条の三の二 障害児相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の五中「第二十一条の十第一項から第三項まで若しくは第二十七条第九項の措置」を「その事業」に改める。

第三十四条の六中「又は第二十七条第九項」を「、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二

号若しくは第九項」に改める。

第三十四条の七中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第四十六条第一項中「維持するため」の下に「、児童福祉施設の設置者」を加える。

第五十二条ただし書中「、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院」を削る。

第五十四条ただし書中「、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳児を入院させて、これを養育することを目的とする乳児院以外の乳児院」を削る。

第五十六条第二項中「第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十六条の二第一項中「社会福祉事業法第二十九条第一項」を「社会福祉法第三十一条第一項」に改める。

第五十六条の五中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める。

第六十三条の五中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第九条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十二條中「町村」の下に「（以下「都道府県等」という。）」を加え、「と認めるときは」を「場合において」に、「を助産施設に入所させて助産を受けさせる措置を採らなければ」を「から申込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければ」に改め、同條に次の三項を加える。

前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）を希望する者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

都道府県等は、第二十五條の二第三号又は第二十六條第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資する

ため、厚生労働省令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十三条中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」を「都道府県等」に、「と認める」を「場合において、その保護者から申込みがあつた」に、「入所させて保護する措置を採らなければ」を「おいて保護しなければ」に改め、同条ただし書中「付近に母子生活支援施設がない等」を削り、同条に次の四項を加える。

前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所